

社会福祉法人富山県共同募金会役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人富山県共同募金会(以下「本会」という。)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「役員」とは、理事及び監事をいう。

2 この規程において「役員等」とは、役員及び評議員をいう。

(報酬の支給)

第3条 理事及び評議員には報酬を支給しない。

2 監事はその職務のため監事会へ出席したときは、一日につき報酬として7千円を支給する。

(報酬総額の決定)

第4条 本会の報酬総額は、年間4万2千円以内とする。

(費用弁償)

第5条 役員等がその職務のため理事会、評議員会、監事会、会議等へ出席したとき又は出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(報酬等の支給日)

第6条 役員等の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月23日から施行する。